

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書

下部の誓約・同意事項に同意の上、緊急支援給付金を申請します。

① 申請日

申請日 年 月 日

黒いボールペンなどの消えないペンで記入してください。
消せるボールペンでは記入しないでください。

② 申請者(世帯主)の署名

受給権者は世帯主です。世帯主本人が署名してください。
代理申請の場合は代理人が署名してください。

フリガナ 氏名	生年月日	住所
		東京都世田谷区
	年 月 日	日中の連絡先

③ 給付金振込口座

※ ②申請者の本人口座(代理申請の場合は、代理人の口座)のみ指定可能です。
通帳をご確認のうえ、正確にご記入ください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
(1) 銀行 (2) 農協 (3) 金庫 (4) 漁協 (5) 信組 (6) 信連 (7) 信濃連	(本店) (支店) (出張所)	普通	※右詰めでお書きください	※ ②申請者 名義をお書きください ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	支店コード			

種別	記号	番号	口座名義(カタカナ)
ゆうちょ銀行		※右詰めでお書きください	※ ②申請者 名義をお書きください ※通帳の表記に合わせてください
普通	1 0		

「金融機関名」を正確に入力してください

誓約・同意事項 ※必ずお読みください。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
 ※給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
 ア 収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
 イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。健康保険の扶養ではありません。
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分、家計急変世帯分)のいずれかの支給を受けた世帯またはいずれかの支給を受けた世帯に属していた者のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少や事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、給付申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。このことについて理解しました。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、世田谷区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 世田谷区が支給決定をした後、書類の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、世田谷区が定める期限までに連絡・確認できない場合は、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

続けて裏面もご確認ください

提出書類チェックシート

書類送付前にセルフチェックをお願いいたします。

チェック欄	対象者	書類
<input type="checkbox"/>	全員	<p>電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水色の書類(本書)です。 ・① から ③ を記入のうえ、ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	全員	<p>簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紺色の書類です。 ・① から ③ を記入のうえ、ご提出ください。
<input type="checkbox"/>	全員	<p>『収入が減少した月』の収入状況を確認できる書類のコピー</p> <p>申告する収入の種類に応じて、以下の書類のコピーをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給与収入 <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書など総支給額がわかるもの ・収入がないことを証明する場合は、雇用保険受給資格者証、離職票、退職証明書など退職日がわかるもの ※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証は確認書類に該当しませんのでご注意ください。 ●事業収入または不動産収入 <ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳、取引帳、損益計算書、帳簿など ●年金収入 <ul style="list-style-type: none"> ・年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書など ※申立月(収入が減少した月)の収入が年金収入のみの方は、家計急変前にあった「年金収入以外の収入」が途絶えた時期・経緯が分かる資料が必要です。
<input type="checkbox"/>	不動産収入・事業収入の方のみ	<p>『収入が減少した月』の『経費』を確認できる書類のコピー</p> <p>申立月(収入が減少した月)と同じ月の経費資料のコピーをご提出ください。</p>
<input type="checkbox"/>	代理申請をする方のみ	<p>代理人の確認書類のコピー</p> <p>世帯主以外の方が申請及び受給をする場合は、代理申請となるため、以下の書類のコピーをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●成年後見人、保佐人、補助人が代理する場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 代理人の本人確認書類(※) 2. 登記事項証明書 ●同世帯の方が代理する場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 代理人の本人確認書類(※) ●別世帯の親権者や親族の方が代理する場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 代理人の本人確認書類(※) 2. 世帯主と代理人との関係性が分かる書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など) <p>※代理人の本人確認書類はマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、在留カードのいずれか一つが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	障害者控除の適用をうける方のみ	<p>障害者手帳のコピー</p>